

社会保険等への加入状況の確認について

事業者が社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入している（※注）ことを落札資格の要件とし、社会保険等への加入状況を次の方法により確認します。

適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である事業者については、落札資格がないものとします。

※注：加入が義務付けられていない（適用除外）事業者については、その旨の確認をすることとします。

1 確認時期

落札候補者となった時

2 確認方法

落札候補者に求める書類として提出された書類により確認を行います。

3 提出書類

◇社会保険等に加入していることがわかる書類

① 健康保険・厚生年金保険

以下のいずれかの書類の写し

- ・保険料納入告知書 納付書・領収証書（納付期限が到来した直近のもの）
- ・保険料納入告知額・領収済額通知書（同上）
- ・社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書（注：発行に時間を要する場合があります。発行の遅延による提出期限の遅れは認めませんので、必ず事前に年金事務所等に確認し、必要な手続きを進めておいてください。）
- ・新規適用届（年金事務所の受付印のあるもの） ※新規事業所に限る。
- ・その他健康保険・厚生年金保険に加入していることがわかる書類

② 雇用保険

以下のいずれかの書類の写し

- ・労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書（控え）及び雇用保険分の保険料の納付が確認できる納付書・領収証書（納付期限が到来した直近のもの）
- ・労働保険加入証明書 ※雇用保険の加入が確認できるものに限る。（注：発行に時間を要する場合があります。発行の遅延による提出期限の遅れは認めませんので、必ず事前にハローワーク等に確認し、必要な手続きを進めておいてください。）
- ・事業所設置届（ハローワークの受付印のあるもの） ※新規事業所に限る。
- ・その他雇用保険に加入していることがわかる書類

◇社会保険等の適用除外事務所に該当する場合

社会保険等の適用除外である事業者については、別紙「誓約書(原本)」の提出が必要です。なお、適用除外に該当するかどうかの判断については、就業形態等により異なる場合がありますので、詳細につきましては、該当事務所等（各年金事務所、ハローワーク等）にご確認ください。

《注意事項》

提出関係書類にマイナンバーが記載されている場合はくれぐれも取扱いに注意し、「黒テープを貼付後コピーする」等、判読できないように必ず処理したうえで提出してください。

令和 年 月 日

発注機関の長 あて

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

誓 約 書

下記の理由により、今般の〇〇清掃・警備業務委託の入札に関し、当社は〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

【健康保険・厚生年金保険】 （該当項目に☑のこと）

- ☐ 従業員５人未満の個人事業所であるため。
- ☐ 従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- ☐ その他の理由（以下に記載）

※その他の理由を選択した場合の記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

【雇用保険】 （該当項目に☑のこと）

- ☐ 役員のための法人であるため。
- ☐ 使用する労働者の全てが６５歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
- ☐ その他の理由（以下に記載）

※その他の理由を選択した場合の記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。